家具の低VOC化のために

性能部 石井 誠

○はじめに

一時話題となったシックハウス症候群 (SHS) の主な原因として,揮発性有機化合物 (VOC) があります。この放散源としては,建物自体のほか,その中で使われる家具, 什器類, 衣類, 書籍類や化粧品など様々なものが考えられます。室内の VOC に関しては,「建築基準法」や「学校環境衛生の基準」の改正などの法整備によって,室内空気質が改善されていることから (図 1) 1), 問題意識は低くなってきています。しかし, SHS がなくなったわけではなく,発症する患者は相変わらず多いものと思われます。

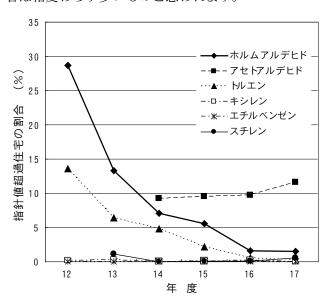


図1 厚生労働省の指針値を超過した新築住宅の割合

そういった状況の中で、特に住宅の内装材と家具はホルムアルデヒドの放散源として以前から指摘されており、シックハウスで体調を崩した場合、最初に調査する対象として考えられています。

住宅の内装材については、一部に V00 やホルムアルデヒドを高濃度で放散するものがありますが、最近では全般に低い濃度になっています。また、V00 の発生源の多くは塗料の溶剤と考えられますが、これらは施工後 1 か月程度で十分低濃度になることが報告されています 20 。

家具については、VOC に関する規制がありません。

そのため、(社)全国家具工業連合会では独自基準として室内環境配慮マーク(図 2)を設定しています。

しかし、このマークは 使用している材料のホ ルムアルデヒド放散性 能を示しているもので あり、実際に家具から どの程度の VOC が放散 しているかを示すもの ではありません。

従って, 低 VOC 家具を普及するためには, まず家具の VOC 放散性の評価を行う必要があります。そこで, ここでは林産試験場で開基した評価手法と評価基準, およびそれを用いて旭川家具の評価を行った結果を紹介します。

人にやさしい家具



社団法人全国家具工業連合会 このマークは、家具に使われる 合板、繊維板、パーティクルボード及び接着剤はF☆☆☆の もので、塗料はホルムアルデヒ ドを含まないものを使用してい る家具に付けられるものです。

図 2 室内環境配慮マーク (全国家具工業連合会)

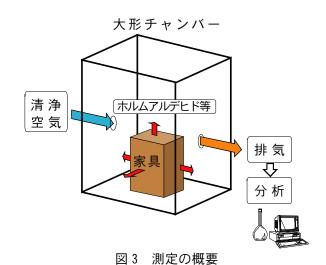
○家具の VOC 放散性の評価方法

・測定用大形チャンバーを作製

家具から放散する VOC を測定するため に、写真1のよう な幅1.4m,高さ 1.9m, 奥 行 1m, 容 積 2.66 m³の大形 チャンバーを作製 しました。このチャ ンバーは、図3の ように換気をした 状態で排気された 空気を分析するこ とで、家具から放 散する VOC 濃度を 測定することがで きます。



写真1 大形チャンバーの外観



・VOC 放散量を評価する基準の作成

ホルムアルデヒドの評価には放散速度と呼ばれる数値を用います。評価の基準は、ホルムアルデヒド放散建築材料の区分(表 1)に基づいて、最もホルムアルデヒドを放散しないレベルである $F \leftrightarrow \leftrightarrow$ 相当の放散速度($5 \mu g/m^2h$ 以下)のものを低放散家具としました。

表 1 ホルムアルデヒド放散建築材料の区分

小形チャンバー法 によるホルムアル デヒド放散速度 (μg/m²h)		建築材料の区分	
5以下	F☆☆☆☆	建築基準法の規制対象外	
5 ~ 20	F☆☆☆	第3種ホルムアルデヒド放散建築材料	
20 ~ 120 F☆☆		第2種ホルムアルデヒド放散建築材料	
120 超 表示なし		第1種ホルムアルデヒド放散建築材料	

また、ホルムアルデヒド以外の VOC については、「学校環境衛生の基準」で室内濃度の規制値が設定されているトルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンを対象物質とし、換気回数が 0.5回/時の条件でのチャンバー内濃度が規制値を下回っているかで評価を行いました。これらの物質の概要を表 2 に示します。

○自主基準を使って家具を評価する

・評価した家具

今回設定した評価手法を用いて、表 3 のような家 具 14 本を対象に VOC 放散性試験を行いました。これらの家具は、旭川家具工業協同組合の組合員企業の市販家具、ホームセンターで販売されている輸入家 具および林産試験場で試作した学童用机・椅子です。

表 2 学校環境衛生の基準で規制されている VOC とその規制値

	1		
化学物質名	住宅内での用途	毒 性	規制値
10 7 10 9 11	E CH COME	- II	$(\mu g/m^3)$
ホルムアルデヒド	木材,木質材料,接着剤	目や喉等に対する刺激	100
		発ガンの可能性	
トルエン	塗料,接着剤の溶剤	中枢神経系の異常	260
		目や耳などの感覚器官の異常	
キシレン	塗料,接着剤の溶剤	中枢神経系の異常	870
		目や喉等に対する刺激	
		催奇性の可能性	
エチルベンゼン	塗料の溶剤	トルエンと同様	3800
	(トルエンの類似物質)		
スチレン	ポリスチレン系断熱材	中枢神経系の異常	220
		目や喉等に対する刺激	
		肝臓や腎臓等への影響	
		発ガンの可能性	
p-ジクロロベンゼン	衣類防虫剤,防臭剤	中枢神経系の異常	240
		目や耳などの感覚器官の異常	
		肝臓や腎臓等への影響	

表 3 試験を行った家具の概要

番号	種 類	主な材料		
1	ベッド部品	ランバーコア合板,広葉樹材		
2	収納家具	クルミ材		
3	いす	集成材・合成皮革		
4	チェスト	パーティクルボード, MDF (F☆☆☆)		
5	学童用いす	成形合板		
6	学童用机	成形合板		
7	ベビーベッド	広葉樹材・合板・布		
8	ワゴン	南洋材・MDF(不明)		
9	収納家具	ランバーコア合板		
10	チェスト	合板		
11	チェスト	広葉樹材・合板		
12	ラック	ハニカムコア合板		
13	チェスト	広葉樹材・合板		
14	食器棚	パーティクルボード		

・評価した結果

<ホルムアルデヒド>

ホルムアルデヒドの推定放散速度と評価結果を表 4 に示します。

本研究で測定した家具のうち、表面積の欠測により評価を行わなかった 1 体を除いた 13 体のうち、低放散家具と判定されたものは 7 体でした。ホルムアルデヒドが検出されなかった試験体番号 13 のチェストは、大部分が無垢の広葉樹材で製作された家具で、塗装は蜜蝋・亜麻仁油等からなる自然系塗料を用いたものでした。

一方,最大の放散速度を示した試験体番号 8 のワゴンは輸入品で,棚板が MDF (等級不明),その他が南洋材無垢材,塗装はアミノアルキッド樹脂でした。

これ以外で放散速度が基準値を超過した試験体の うち、試験体番号 4 のチェストでは F★★★以下の材料が使用されていましたが、その他は、木質材料・

表 4 ホルムアルデヒドの推定放散速度と評価結果

試験体番号	推定放散速度 (μg/m²h)	評価結果	
1	7	F☆☆☆	
2	2	F☆☆☆☆	
3	_	_	
4	9	F☆☆☆	
5	3	F☆☆☆☆	
6	5	F☆☆☆	
7	3	F☆☆☆☆	
8	55	F☆☆	
9	2	F☆☆☆☆	
10	6	F☆☆☆	
11	6	F☆☆☆	
12	2	F☆☆☆☆	
13	検出されず	F☆☆☆☆	
14	3	F☆☆☆☆	

-:表面積欠測のため算出できず

接着剤・塗料のすべてが F☆☆☆☆の材料で構成されていました。今回の測定では、F☆☆☆☆の材料だけで構成された家具であっても基準値以下とならない原因までは明らかにすることはできませんでしたが、今後試験を重ねることによって、解明されるものと思われます。

< VOC>

VOC のチャンバー内濃度を測定した結果を表 5 に示します。

表 5 VOC の測定結果 (単位:μg/m³)

			1		1
試験体番号	トルエン	キシレン	p-ジクロロベンゼン	エチルベンゼン	スチレン
厚生労働省指針値	260	870	240	3800	220
1	53. 3	82. 1	N. D.	85. 4	7. 4
2	Tr. (2. 1)	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
3	398. 4*	95. 1	N. D.	80. 2	6. 3
4	8. 6	Tr. (0.9)	N. D.	Tr. (0.6)	N. D.
5	1. 1	Tr. (0.3)	N. D.	N. D.	N. D.
6	13. 9	Tr. (1. 2)	N. D.	Tr. (0.7)	N. D.
7	2. 4	Tr. (0.4)	N. D.	Tr. (0.3)	Tr. (0.2)
8	2. 1	Tr. (0.9)	N. D.	0. 6	3. 8
9	30. 9	5. 3	N. D.	2. 6	0. 9
10	21. 5	10. 2	N. D.	7. 5	2. 6
11	66. 5	81. 0	N. D.	93. 0	2. 0
12	53. 5	9. 2	N. D.	6. 6	1. 5
13	12. 9	5. 3	N. D.	3. 5	4. 4
14	41. 6	42. 3	N. D.	5. 1	Tr. (4. 4)

注) N.D. 検出されず、Tr. 検出限界以上定量下限値以下(参考値) *厚生労働省指針値を超過し、測定の有効範囲を超えたもの(参考値)

規制値を上回るチャンバー内濃度は、試験体番号 3 におけるトルエンでのみ観測されました。この試験体は合成皮革の座面をもつわん曲集成材のいすで

す。トルエンの発生部位は不明ですが、座面の合成 皮革または座面内部のクッション材に使用されてい る接着剤から放散している可能性が考えられまし た。また、クッション材に使用されている場合には、 内部からゆっくりトルエンが放散するため、長期間 にわたって高濃度で推移する可能性があります。

規制値が設定されている物質については、接着剤・ 塗料メーカーの対策が進み、家具メーカーでも対策 品への切替が進んだ結果、測定値は全体的に低い値 でした。しかし、チャンバー内の空気をかぐと溶剤 臭が顕著な試験体が認められました。これらの試験 体では、酢酸エチル・酢酸ブチルなどのエステル類、 アセトン・メチルイソブチルケトンなどのケトン類 など、規制対象外の溶剤が検出されました。家具製 造では、長期的には水性塗料への切替など脱溶剤化 が進むと思われますが、現状では作業性や耐水性等 の問題から酢酸ブチルなどの溶剤が使用されている ものと思われます。

・改善策の提案

<ホルムアルデヒド>

家具の閉鎖された収納部(引き出し等)内部の閉鎖空間では空気が滞留し、F☆☆☆☆の材料を使った家具であっても木質材料から放散したホルムアルデヒドによってその濃度が上昇するおそれがあります。

家具の上部と下部に換気口を設け、温度差によって空気の流れを作り家具内部に高濃度のホルムアルデヒドが滞留しないような対策も考えられますが、 実際には吸着剤の使用が現実的です。同様に、ポリエチレンシートなどで家具を密封して梱包する場合は、シート内のホルムアルデヒド濃度が飽和濃度まで上昇する可能性がありますが、吸着剤を家具とともに封入するなどの対策によりホルムアルデヒド濃度を低減することができます。

また、自然系塗料と呼ばれるものの中には、原材料としてホルムアルデヒドやアセトアルデヒドが用いられていないにもかかわらず、固化過程においてそれらを生成・放散するものがあり、塗装後しばらくは換気の十分な状態での養生が必要です。

< V0C>

溶剤に使用されている VOC は、表面から蒸散する 放散形態であることから時間の経過とともに急激に 減衰します。そのため、最も単純で効果的な VOC 低 減方法は、塗装後に乾燥時間を長くとり、梱包まで に溶剤の大部分を蒸散させることです。また、単純 に乾燥時間を長くすることは、場所や時間が必要に なり、コスト的に不利になることから、送風・加温(ベ イクアウト)などの方法により蒸散を促進すること も考えられます。

Oおわりに

家具生産が低迷している今日, 旭川などの家具産地 では, 独自性を明確にしないと輸入製品にそのシェア を奪われることが容易に考えられます。そのため, デ ザイン性などで独自性を打ち出す動きがありますが, さらに進めて基本的な家具性能で産地の独自性を表す ことも考える必要があるのではないでしょうか。

例えば、ユーザーが家具を選ぶ場合、旭川家具であれば低 VOC 家具は当然であり、それを前提にしてデザインや用途で製品を選ぶ仕組みを整えることによって、消費者が簡単に低 VOC 家具を選ぶことができるようになります。これは、全国に先駆けた取り組みですが、そのためには、家具産地のメーカー全体が足並みをそろえる必要があり、今がその体制作りのための細部の検討を図る時機ではないでしょうか。

引用文献

1) (財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター:「平成17年度室内空気に関する実態調査報告書」,2006 2) 北海道立林産試験場:「北海道における住宅等の室内空気質の調査と改善方法の検討」,平成17年度重点領域特別研究報告書,2006